

障害者移動支援事業所長 各位

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

横浜市障害者移動支援事業の報酬単価の変更について（通知）

日頃から、本市の障害者福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市移動支援事業においては、かながわ自立支援給付費等支払システムによってサービス費の請求・支払いを行っているところですが、神奈川県国保連合会において同システムの再構築が進められており、令和 5 年 5 月以降に新システムへ移行する予定となっています。

新システムの仕様上、単価の見直しが必要となったため、現在と同水準の報酬額を維持することを前提に、単価の変更及びそれに伴う単位数の変更を実施することとしましたので、以下について御確認のうえ、御利用者様への説明等、適宜御対応くださいますようお願いいたします。

1 移動支援事業（移動介護・通学通所支援）の報酬単価について

令和 4 年 10 月サービス提供分から、単位単価を現在の「10.96 円」から「10 円」に変更します。単価の減額分は単位数を引き上げることにより、現在の報酬額を下回らないように調整します。

詳細については別添「サービスコード・単位数一覧表」を御参照ください。

2 御利用者様への説明等について

今回の変更により、御利用者様によっては、一か月あたり数円から 20 円程度自己負担額が増えることとなりますので、その旨について御説明をお願いいたします。また、必要に応じて重要事項説明書等について、修正の必要がないか御確認ください。

御利用者様から詳しい説明を求められた場合は、下記担当を御案内くださいますようお願いいたします。

3 新システム移行後の現単価分の請求について

新システム移行後は、現単価（10.96 円）のサービス費はシステムでの請求ができなくなりますので、令和 4 年 9 月以前提供分のサービス費については、過誤再請求も含め令和 4 年度中に必ず請求いただきますようお願いいたします。念のため、令和 4 年 9 月以前提供分の請求で誤りがあるものはないかを改めて御確認ください。

万が一、令和 4 年 9 月以前提供分のサービス費を、令和 5 年 5 月以降に請求いただく場合は、システムでの請求ではなく、請求書や明細書などを本市に御提出いただく請求書払いとなりますので御承知おきください。

横浜市健康福祉局障害自立支援課移動支援係
T E L 045-671-2401
F A X 045-671-3566